

保有個人情報訂正請求不承認決定処分にかかる審査請求について（答申）

## 1 審査会の結論

●●●●（以下「審査請求人」という。）が、令和2年6月17日付け（同月19日收受）で、青梅市議会（以下「実施機関」という。）に対して提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却すべきである。

## 2 審査請求の趣旨

審査請求にかかる処分を取り消す、との決定を求めるものである。

## 3 本件事案の経緯

- (1) 令和2年2月4日、審査請求人は、実施機関に対し、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「条例」という。）第13条の規定にもとづき、「私に関する●●●●年●●月●●日の●●●●●において●●●●●が発言された内容がわかる未定稿の議事録および●●●●●映像」を対象とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 令和2年2月18日、実施機関は、本件開示請求に対し、保有個人情報開示請求の一部を承認する旨の一部開示の決定（以下「本件一部開示決定」という。）をし、保有個人情報開示請求諾否決定通知書（令和2年2月18日付け青議第148号）により、審査請求人に通知するとともに、本件一部開示決定にかかる未定稿議事録の写しおよび映像のデータを交付した。
- (3) 同日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第18条第1項の規定にもとづき、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）をした。
- (4) 令和2年3月16日、実施機関は、本件訂正請求に対し、保有個人情報訂正請求不承認決定処分（以下「本件処分」という。）をし、保有個人情報訂正請求諾否決定通知書（令和2年3月16日付け青議第157号）により、審査請求人に通知し、同月21日、審査請求人は、本件訂正請求にかかる本件処分があったことを知った。

- (5) 令和2年6月17日、審査請求人は、本件処分を不服とし、条例第27条第1項の規定にもとづき本件審査請求をした。
- (6) 令和2年7月15日、実施機関は、本件審査請求について、条例第27条第3項および第4項の規定にもとづき、令和2年7月15日付け青議第39号により、青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に弁明書の写しを添えて諮問をした。
- (7) 令和2年10月3日、審査会は、本件審査請求にかかる会議を開催した。

#### 4 争点

本件審査請求における争点は、本件訂正請求を不承認とした本件処分が適法かつ適正であるか否かである。

#### 5 争点に関する実施機関および審査請求人の主張の要旨

##### (1) 実施機関の主張の要旨

ア 条例に規定する保有個人情報の訂正請求は、「開示の決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるとき」（条例第18条第1項）にできるものとされているが、審査請求人が訂正を求める情報（以下「本件情報」という。）は●●●●に掲載された記事にもとづくものであり、当該記事は、審査請求人が●●●●自ら明らかにした内容をもとに作成されている。また、審査請求人の主張も、本件情報に関して、事実の誤りを主張するものではない。したがって、本件情報に事実の誤りは認められない。

イ 審査請求人は、本件情報は審査請求人のプライバシーにかかる情報であるなどと主張して、本件情報の訂正を求めているが、審査請求人の主張は本件情報に事実の誤りがある旨主張するものでないから、失当である。

ウ 本件訂正請求にかかる請求書および本件審査請求の理由によれば、審査請求人は、本件情報の訂正ではなく、本件情報そのものの公表の差止めを求めているように思われる。そうすると、本件訂正請求は、条例にもとづく訂正請求の形式を採りながら、その実、訂正請求によっては請求し得ない内容を請求するものである。

##### (2) 審査請求人の主張の要旨

審査請求書において、次のとおり主張している。

- ア 開示された未定稿議事録の●●●●に審査請求人の私生活上のプライバシー情報が記載されており、当該部分は審査請求人およびその家族の個人情報に当たる。個人の私生活上の自由の一つとして、何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を有する。
- イ 「プライバシーに属する事実を含む議事録が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である」とするのが最高裁平成29年1月31日決定である。
- ウ 審査請求人の●●●●は、そもそも公表される利益は極めて小さい。まして、すでに●●●●である以上、公表される利益は存在しない。他方、公表されることによる審査請求人の不利益は、情報そのものが審査請求人のプライバシーに直接関係するものであり、●●●●は個人としては知られたくないと思うのは当然であるから、これが公開されることによる審査請求人の不利益は極めて大きい。したがって、公開の議事録の訂正を求める、というものである。

## 6 審査会の判断

当審査会は、次のとおり判断する。

- (1) 審査請求人は、本件訂正請求において、実施機関に対し、「議事録の●●●●に、私の私生活上のプライバシー情報が記載され」、「該当部分は私及び家族の個人情報にあたり」、「●●●●の発言は地方自治法第132条に抵触し」、「黒塗りされ、前後の脈絡がまったく無い議事録になっている」ことから、本件情報について「黒塗りするよう」訂正を求めたものである。
- (2) しかしながら、条例第18条第1項の規定により、訂正請求は、「開示の決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあ

ると認めるとき」にできるものとされている。審査請求人の本件訂正請求は、上記のとおり、保有個人情報にかかる事実の誤りを何ら主張するものではないから、本件訂正請求を不承認とした実施機関の判断は妥当である。

- (3) 上記のほか、審査請求人は、審査請求書において、「何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること」、「プライバシーに属する事実を含む議事録」が公表されることによる不利益が極めて大きいこと等を主張するが、いずれも保有個人情報にかかる事実の誤りを主張するものではないから、やはり本件処分を取り消す理由とはならない。

## 7 結論

以上により、本件訂正請求を不承認とした本件処分は適法かつ適正であるから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和2年12月25日

青梅市情報公開・個人情報保護審査会

伊 東 健 次（会長）

飛 弾 直 文

橋 本 基 弘

齊 藤 和 弥